

平成18年4月21日(金)

於・法曹会館(高砂の間)

第12回水産政策審議会企画部会議事録

水産庁

第12回水産政策審議会企画部会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年4月21日 午後2時00分

閉会 平成18年4月21日 午後4時10分

2. 出席した委員の氏名

井上 繁 小野征一郎 西橋 久美子 野村 一正 原田 厚 福島 哲男
森川 良子 宮原 邦之 山下 東子 伊藤 裕康 平野 重美
石田 美香 崎浦 利之 田中 秀幸 玉田 耕也 田谷 克弘
中尾 郁子 長谷川 朝恵 馬場 治 増井 好男 宮澤 正之
矢野 恒信 吉岡 修一 婁 小波

3. 議 事

別紙のとおり

目 次

1、開 会	1
1、資料説明	2
1、意見交換	13
1、閉 会	36

開 会

小野部会長 ただいまから第12回水産政策審議会企画部会を開催いたします。

まず委員の出席状況ですが、水産政策審議会令第8条第3項において準用する同条第1項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中8名の方が出席されており、定足数を満たしております。本日の企画部会は適法に成立しております。なお、特別委員は19名中12名の方が出席されています。

本企画部会では委員の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと思いますので、積極的な御意見を御開陳くださるよう、お願いいたします。また、説明の後、御質問等がありましたら、この場ですべて出させていただくこともむろん構いませんが、詳細な事項については後ほど適宜事務局の水産庁の方にお尋ねいただいた方が議論の進行上スムーズだということもあろうかと思っております。

本会議は公開されており、傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましても、すべて公表することになっております。なお、本日の会議は午後4時ごろまでを予定しておりますので、よろしく御協力ください。

それでは、事務局、お願いします。

廣山企画課補佐 机の上に置いておりますファイルのことについて、既に御存じの方もいらっしゃると思いますが、ここでもう一度説明させていただきたいと思っております。

このファイルにつきましては、これまでの会議で使用しました資料を委員の皆様ごとにとじております。会議中、過去の資料などをごらんいただく際に御使用になっていただければと思っております。ただ、お持ち帰りいただきますと後の処理ができませんので、これは机の上に置いて帰っていただくという形にさせていただきたいと思っております。つきましては、本日の資料につきましても、そのままお持ち帰りいただいて家でもう少し勉強してくるということでもよろしいですし、置いておいていただければ、次回の会議の際にそれをとじ込んだ形で皆様のところはこのファイルをまた置かせていただくというふうにさせていただきますので、よろしく御活用ください。

小野部会長 カメラはここで御退出をお願いいたします。

資料説明

小野部会長 続きまして、本日の議題であります漁港漁場整備について事務局から資料を御説明いただき、その後、皆様方に御議論をいただきたいと思っております。

では、まず御説明をお願いいたします。

橋本計画課長 これより漁港漁場の整備と漁村地域の振興につきまして、私、計画課長と防災漁村課長より、資料3を用いて御説明をさせていただきたいと存じます。

まず資料をお開きいただきまして目次でございます。資料は大きく4つになっておりまして、まず水産基本計画の中にごさいます漁港漁場整備と漁村地域の活性化に関する関係部分がございます。続いて漁港・漁場・漁村の現状を御説明させていただきまして、2番で漁港漁場の整備と漁村地域の振興における今後の課題を御説明させていただきます。また、私どもでは漁港漁場整備にかかる有識者委員会を実施しておりますので、その提言について御参考までに御説明させていただきたいと存じます。

それでは、2ページをごらんいただきたいと存じますが、まず「水産基本計画における「漁港漁場の整備と漁村地域の振興」関係部分」でございますが、「第3、水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」の中の1番、「水産物の安定供給の確保に関する施策」の(6)に「水産動植物の生育環境の保全及び改善」というところがございまして、「水産動植物の繁殖にとって重要な藻場及び干潟について、新たな理念に基づく漁港漁場整備事業の実施等により積極的な創造を図る」という記述がございます。

また、2番の「水産業の健全な発展に関する施策」でございますが、(5)の「水産加工業及び水産流通業の健全な発展」の中に「ア 事業基盤の強化」といたしまして、「HACCP手法の導入等により衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、水産加工原材料の安定供給、水産物の高付加価値化に向けた技術の向上及び施策の整備」というような表現がございます。また、「イ 漁業との連携の強化」では「水産加工原材料の安定供給」ということがございますし、「ウ 流通の合理化」では「産地市場の統合、電子取引化の推進等により、水産物流通の合理化を図る」という記述がございます。これらも漁港整備について考えさせていただいている部分でございます。また、「エ 環境への負荷の低減及び資源の有効利用」でございますが、「水産加工残渣の効率的な回収システムの確立、高度なりサイクル技術の開発等を推進する」という記述もございます。

次に、3ページ、(6)水産業の基盤の整備でございます。ここでは「水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推進に資するため、地域の特性に応じて、次のような水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずる。」とされております。

まず、「ア 漁港の整備、漁場の整備及び開発等の総合的推進」ということでございまして、「水産動植物の増養殖から漁獲及び加工流通まで一貫した水産物供給のシステムを構築する観点から、具体的な目標(沿岸漁場の環境を昭和50年代初頭の水準に回復等)を設定した上で、漁港の整備、魚礁の設置、増養殖場の造成、沿岸漁場の保全、加工流通施設の整備等を総合的かつ計画的に推進する。」とされております。また、イとして「環境との調和への配慮」とあります。また、「ウ 事業の効率的な実施」でございしますが、「漁港と漁場の一体的な整備を推進するとともに、漁港については、それぞれの漁港の役割を明確にしつつ、相互の連携の強化を図ることを基本に、計画的な整備を図る」とされております。また、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する観点から、PFIの活用等により、民間活力の導入を推進する」となっております。

また、(9)高齢者の活動の促進でございしますが、「高齢者が生きがいをもって水産業に関する活動を行うことができる環境整備として、高齢者にも配慮した漁港施設、生活環境等の整備を推進する」となっております。

続いて4ページでございしますが、(10)漁村の総合的な振興という項がございします。ここでは、まずイですが、「漁港施設、漁港関連道、漁業集落排水施設等の整備を効率的かつ効果的に進めるため、水産業の基盤と漁村の生活環境の一体的な整備を推進する。その際、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域資源の循環利用の促進等に資するよう配慮する」となっております。

「ウ 生活環境の整備その他の福祉の向上」ですが、aとbは略させていただいておりますが、「c 都市とそん色のない高水準の情報の提供により、地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、高度な情報通信基盤の整備を推進する」というふうに記されております。また、「f 漁村において受け継がれてきた多様な伝統文化について、その保存及び継承等を推進する」となっております。iでは「漁村におけるレクリエーション活動の場の提供や、生活文化、景観等の保全等に資するため、公園、緑地、広場及び砂浜の整備を推進する」となっております。そしてjですが、「漁村における高齢化の進展を踏まえ、高齢者の保健福祉サービスの充実、公共施設のバリアフリー化の促進等により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備を推進する」となっております。

また、(11)都市と漁村の交流等ですが、「ア 都市と漁村との交流の促進」では「都市と漁村の共生と交流を図るため、ブルー・ツーリズムの推進、漁業体験や水産物の直販の促進その他都市と漁村との交流機会の確保及び交流の場の整備を図るとともに、都市と漁村

の交流を担う人材の育成等を推進する」となっております。

また、「イ 遊漁船業の適正化等」では、「遊漁等の海洋性レクリエーションの安全性の確保及び漁場の利用関係の調整を図るため、遊漁船業者に対する適切な規制、漁業者、遊漁者等の関係者による海面の利用に関する協議等を推進する」と記されております。

以上、基本計画における主な該当部分をかいつまんで御説明させていただきました。

続きまして、5ページ、「漁港・漁場・漁村の現状」という部分をお開きいただきたいと存じます。

まず、「ア 漁港の概況」でございますが、我が国の海岸線には、漁業生産活動の根拠地として漁港漁場整備法に基づく漁港が2922ございます。また、港湾法に定義された港湾が1078港存在しております。そして、法に決められております「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であるというふうに規定されております。

下の方に港数の内訳等を書いてありますが、漁港の総数といたしましては、第一種漁港といたしまして主に市町村が管理する地元に着した漁港が2200、そして第二種漁港という主に都道府県管理の漁港が495、そして全国的な働きをしております第三種漁港が114、そして避難及び漁業の前進基地となっている第四種漁港が101、こういう内訳になっております。

また、右の表に漁港施設の分類と施設名が記してございます。漁港は船を入れるために必要であります防波堤や岸壁などのような基本施設と、その背後で水産業をつかさどるためのさまざまな施設を機能施設として整備しているところであります。

また、漁港は辺地・離島等に多数ございまして、特に離島におきましては、約133の島がありますけれども、離島の漁港の約40%が定期船の発着の港としての役割を果たしているところでございます。左下に「漁港に依存する離島の区分と定期船が発着する漁港」という表がございまして、回答の島の数が254でございますが、一島に一漁港しかないところ、あるいは一島に複数の漁港があるところ、そして一島に一つの漁港と一つの港湾があるところがございますが、これらで漁業以外にも漁港の生活などをサポートしているということを御説明させていただきます。

次に6ページをごらんいただきたいと思います。漁場の概況でございます。ここでは特に藻場・干潟のことを書かせていただいております。「藻場・干潟は、水産生物の産卵や幼稚仔の育成の場や生息の場としての機能、また、CO₂の固定や窒素、リンなどの海中栄養分の吸収による水質浄化機能がある」ということでございます。その下に絵を添付させていただいておりますが、上から流れてきた水の中にはたくさんの栄養分が含まれているわけです。

が、干潟あるいは藻場を通ることによって、それらが浄化されていき、そこで生物が育つということが行われているという環境浄化の役割を書かせていただいております。

また、左の方に沿岸域を利用している魚種を書かせていただきました。沖合におりますマダイ、チダイ、ヒラメといった魚類も小さなときには砂浜域または干潟域を育成の場としておりますし、その一つ下の欄の砂浜域または干潟に生きている生物として、アサリ、シジミといったものがございます。

また、藻場につきましても、藻場に産卵に来る、あるいは幼魚時代にはそこで育つものとして、ニシン、ハタハタ、トビウオの類、あるいはアオリイカ、ヤリイカのようなものがございすし、また、そこで生存しているイセエビ、アワビ、サザエ、ウニ類、こういった魚種があるということでございます。

また、沿岸域全般を産卵場または稚仔の育成場としている魚種といたしまして、マアジ、マダラ、ニシンなど、さまざまな魚種が生涯のどこかのところで沿岸域を利用しているということでございます。

また、右下の表になりますが、藻場・干潟の現存量は平成3年で25万haでございます。これら漁場の整備面積といたしましては、1万3000km²から1万6000km²というふうに整備を進めてきておりまして、その中で、藻場・干潟につきましても4000haから1万4000haというふうに整備を進めてきているということでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと存じますが、今度は漁村の概況について御説明させていただきます。

小關防災漁村課長 防災漁村課長の小關と申します。漁村の関係につきましては私の方から説明いたします。

7ページ、漁村の概況でございますが、平成15年度現在で漁業集落の数が全国に6291ございます。海岸線約5.5kmに一つの漁業集落が立地しているという状況でございます。漁業集落数の推移につきましては左側の真ん中の表につけてございます。

その横に「漁業集落の立地条件・立地特性」という表がございますが、漁港背後集落の約75%が、過疎地域、半島地域、辺地地域といった条件不利地域に立地してございまして、こういった漁業集落は急峻で山がちの地形であり、家屋が高密度に連なって建てられている状況でございます。

それから、左下に「漁業就業者数の推移」、その右に「新規就業者数の推移」という表を載せてございますけれども、漁業就業者につきましては高齢化が進展しておりまして、平成15

年でも33.3%が65歳以上ということで、65歳以上が3分の1ぐらいになります。一方、漁業就業者数に占める若年就業者数の割合は、右下の表にありますとおり、年間に1500人程度が出てきているということで、最近は多少増加傾向にあるということが言えようかと思えます。

橋本計画課長 続きます、8ページをごらんいただきたいと存じます。「漁港・漁場・漁村をとりまく状況」について幾つかの点を御説明させていただきたいと存じます。

まず世界的な水産物の需給バランスは、左下の表をごらんいただきたいと思いますが、世界の人口が37億人から1.62倍の約60億人というふうな30年間で変化し、さらに30年後は1.35倍の81億人まで増加するであろうと考えられている中、水産物につきましては、4000万トンから1億トンに伸びてきたわけですが、それ以降については世界的な水産物の生産も頭打ちの状況になっているということでございまして、将来、人口の増加により需要が非常に伸びていくのに対して供給が不足する状況が予測されるのではないかと考えております。

反面、その隣にございますように、我が国につきましては、国土は世界で60番目というふうに小さな国土ですが、排他的経済水域の広さは世界で6番目と大きな割合を占めておりまして、そこはまさに世界3大漁場の一つでもあることから、我が国の経済水域を使った資源の増強を考えていかなければいけないのではないかと考えているわけです。ただ、現状では、その下の表にございますように、我が国周辺海域における資源の水準は、高位なものに比べて低位なものが引き続き多いという状況になっております。

また、右の図にもございますように、我が国沿岸の環境状態は、例えば磯焼けなどの進展が見られまして、地域におけるいろいろな海藻が減少している状況があり、それらも水産資源の減少の一因になっているのではないかと危惧されているところでございます。

9ページをごらんいただきたいと存じます。流通などの関係でございまして、水産物価格、特に産地の価格が低迷をいたしまして、また、国際的な燃油価格の高騰等が漁家経営を圧迫しているという状況があると思えます。

また、「食の外部化」と書いてありますが、下の表に見られますように消費者志向も外食や加工した食品の購入が進んできている傾向がありますし、あるいは右上の表のように、スーパー等の大規模な小売と申しますか、量販店主導の流通にどんどん変わってきている状況にございまして、これら量販店主導の価格形成を基本とした流通構造が定着してきていますし、また卸売市場を経由しない場外流通の増加も見られるということを書かせていただいております。

また、左下の表は、日常生活を取り巻く安全の分野のうち、どのようなことに高い関心を持

っているのかというアンケートの結果ですが、食の安全に対する関心を持っている人は、「最も関心が高い」あるいは「比較的関心が高い」が非常にたくさんのウエイトを占めています。また、右の円グラフでも見られますように、「安心している」に比べて、「多少不安を感じている」あるいは「非常に不安を感じている」という人が大部分を占めておりまして、約9割の人が何らかの不安を感じているという結果になっております。

小關防災漁村課長 10ページをお願いいたします。先ほど漁村の概況を若干説明させていただきましたが、今、漁村地域そのものの活力低下が懸念されているという点が一つございます。

一方、都市の住民などを中心といたしまして、団塊の世代の方たちの問題等を背景といたしまして、余暇時間の過ごし方の多様化、それから漁村体験学習、釣りなどへのニーズや水産物など「食」への関心の高まりを背景にいたしまして、漁村の新しい余暇や生活空間としての役割への期待が増えてございます。左の一番下の表ですが、都市漁村交流の関心は都市・漁村とも非常に高いという結果が得られてございます。

一方で、台風あるいは地震などによる災害の多発、そういったものの発生が予想されている災害へのおそれによりまして、国民の防災への関心の高まりという点もございます。左の「国民の防災に対する意識(今後の国土づくりにおいて力を入れるべき点)」というグラフですが、一番上の「災害に対する安全性の確保」、それから「自然環境の保護」、そして「食料や資源の安定供給の確保」といったところに関心が持たれてございます。

右側に参りますが、陸揚量5000トン以上の漁港のうち、左側の円グラフにありますように耐震化対応済みの施設はわずか5%といった状況になってございます。それから、もし災害が起きた場合、陸、海、空の3つのルートすべてが遮断し物理的に孤立する危険の可能性のある漁港背後集落は、右側の円グラフの「経路なし」のところですが、約38%でございませう。さらに1ルートしか確保できない可能性のある集落も含めると、約87%に及ぶという状況になってございます。

橋本計画課長 それでは、11ページをお開きいただきたいと存じます。

このような現状も踏まえて、私どもでは漁港・漁場・漁村の整備につきましては5カ年間の長期計画に基づいて実施をしているところでございます。11ページにございますように、現在の計画は平成14年度から今年度、平成18年までの5カ年ということで、基本計画と年次をあわせて実施をしているところであります。

この漁港漁場整備事業の実施の目標といたしましては、 に基本的考え方がございます

が、3つの柱で重点的かつ総合的に取り組んでいるところでございます。aとしまして「水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備」としております。bは「水産動植物の生育環境となる漁場の積極的な保全・創造」という柱でございます。そして、cが「水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興」ということで実施しているところでございます。

そして、aが「目指す成果」というふうになっております。これは、概ね10年後を目途に2つの目標を掲げておりまして、一つは沿岸域の漁場環境の回復ということで、沿岸漁業を中心とした漁業生産高を昭和50年代初頭の水準を念頭に置いて37万トンを目標として増産させ、そして、生産流通機能の高度化等もあわせて実現するというのが1つ目の目指す成果でございます。

2つ目は、漁業集落排水処理を行いまして、漁村の処理人口比率を小都市並み(約6割)にすることを目標にしているということでございます。

(ウ)で事業量を定めまして、今、実施をしておりますが、まだ途中でございますので、12ページに進捗状況を書かせていただいております。先ほど申し上げました2つの目指す成果についてどうなっているかということですが、1つ目の漁業生産量の増産は、現在の試算では約6万トンでありまして、このまま推移すると目標である10年後の平成23年には約20万トンとなる見込みということで、増産目標の約半分ぐらいではないかということでございます。

計算の仕方等を下の絵で御説明させていただきたいと思いますが、上の表は目標を定めたところの考え方でございまして、計画を始める前の平成8年～11年までの平均の値から、昭和51～53年の平均の値にオーダーを取り戻すことを目標にしております。

その下の漁業生産量の増産ですが、具体的に漁場の造成を行ったところを全国で幾つかピックアップいたしまして、どの程度の漁獲があるか等々を調査し、単位面積当たりでどの程度の増産量があるのかというものを計算いたしました。そうしたところ、単位面積当たりの増産量は計画の今の値と昭和50年代ごろとあまり変わらなかったわけです。ただ、年間にどのぐらいの漁場をつくっていくかという計画は、真ん中の表にございますように年間に400km²ぐらい造成していきたいという計画になっていたわけですが、地方財政の状況の悪化、あるいは漁場環境の悪化などにより、増殖関係の事業よりも、むしろ上になります環境保全事業の方に事業がシフトしてしまったことなどもございまして、造成面積は計画の約半分のペースで進んでいるということでございます。したがって、この増産効果をカウントいたしますと、現在が約6万トン、このままのペースで実施したといたしましても約20万トン程度しか見込め

ないということでございます。

漁村の汚水処理人口比率ですけれども、これも一番下のグラフにございますように徐々に伸びてきておりまして、このまま推移すると平成23年には目標の約6割を達成する見込みになっているということでございます。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと存じます。次は2番目、今後の課題でございます。

(1)漁港漁場の整備の課題としまして、世界的な水産物の供給不足状況は先ほど御説明したところですが、こういう中で我が国経済水域内の水産資源の基礎生産力の向上に集中的に取り組むことが必要ではないかと考えております。特に、下のポツに書いてありますが、これまで沿岸漁場の整備を行ってきた部分については、その効果がある程度見られてきている部分もございますが、沖合漁場についてはこれまで全く実施をしてこなかったところがございますので、資源管理等々と力をあわせて、国がもう少し主体的に推進すべきではないかと考えております。

また、藻場・干潟の保全・創造に関しては、一定の成果があったわけですが、近年、環境の変化等もありまして、磯焼け等による藻場・干潟の減少は深刻で、早急な対応が必要であるということが言えます。藻場・干潟等はさまざまな生物の生息環境と一体不可分であるということは前にも御説明いたしましたが、これらをネットワークとして豊かな海の回復につなげてまいりまして、栽培漁業や資源管理との連携の強化を図っていくべきではないかということでございます。そして、藻場・干潟は水質浄化やCO₂固定等の機能もございますので、それらの一層の推進を図っていききたいということでございます。

下に人工海底山脈の図がございます。現在九州周辺の数カ所で実証している施設の例を書いておりますが、海の深いところにある比較的栄養分の豊富な海水を人工山脈にぶつけることによりまして光の届く範囲まで攪拌させ、そこで植物性プランクトンを発生させて浮魚等の資源の増殖につなげるというような発想でございます。

また、右の写真はちょっと見にくくございますが、ウニで覆われた藻場でウニを獲ることによってコンブが生えてきたということで、具体的に実証実験をしているところの写真を示させていただきます。

14ページです。今のところ産地市場の統合が計画どおりに進んでいないということがございます。産地の衛生管理は、関係者に重要性は認識されているのですけれども、なかなか滞っている状況でございます。また消費者ニーズの多様化、市場外流通の増加なども進ん

でいるのですが、国際競争力の強化に向けた対策が必要ではないかということで、水産流通の効率化によるコストの削減、あるいは市場統合等を支援するための基盤整備を行っていくべきである。それから、品質管理の徹底やトレーサビリティ・システムとの組み合わせにより消費者にわかりやすい対策を推進する。また、産地における環境配慮への取り組みを行うといったことを書いております。

また、これまで整備してまいりました漁港漁場施設も老朽化が徐々に進んでまいりまして、右下の表にございますように、2015年以降はこれがどんどん大きくなって現在の予算規模に近い水準になる可能性があるということがございます。したがって、ライフサイクルコストと書いておりますが、施設をつくる値段とそれを維持管理する値段を考えて効率的な老朽化対策をしていく必要があるということを書かせていただいております。

小關防災漁村課長 続きまして、15ページ、漁村地域の振興における課題でございます。

左下に写真が2枚ほどついておりますが、これは昨年3月に起きた福岡県西方沖地震の際に一番被害が大きかった玄界島の被災状況でございます。昨今こういった災害等が非常に予測されているわけございまして、昨日も震度4程度の地震があったそうでございますけれども、こういった点に対して懸念される点として、まず漁港等の就労者や来訪者の方たちの安全性が一番大きく懸念される。また、水産物流通確保の観点から見ますと、流通拠点における設備の対応とか、どういうふうに逃げるかとか、どういう対処をするかとか、そういった防災力にも懸念があることから、漁業地域の防災対策が急務になっているということでございます。岸壁の耐震化等によりまして孤立しやすい漁村の防災対策の強化、水産物の流通機能の確保等の推進が非常に大切であるということでございます。

それから、先ほど污水处理についてのお話、現時点では全国ベースで約35%、最終的には6割を目指しているというお話がございました。現状をさらに細かく見るとどうかということでございますけれども、污水处理施設や情報・通信施設など社会生活基盤の整備がまだ都市部と比べて立ち遅れているということ、それから都道府県間の整備格差も拡大しておりますので、その対策が急務になってございます。

右下の表をごらんいただきますと、整備率の高い3県、整備率の低い3県という形で掲載させていただきましたけれども、高い方では6割、7割、8割といったところが低い方では1割台にとどまっているということで、格差が生じていることがうかがえると思います。

続きまして、16ページでございます。都市と漁村の共生・対流ですけれども、最近では国民の水産業及び漁村の理解などの深まりが進んできておりまして、漁村におきましては、釣り、

ホエール・ウォッチング、あるいは深層水、塩、その他観光とか、いろいろな地域資源の発掘や創造、活用への取り組みが始まってございます。ただ、いまだ試行的な段階にあることから、こういった活動の全国的な展開に向けた一層の対策が急務であるということでございます。

それから、漁村におきましては、新鮮な魚介類、豊かな自然環境など地域資源の活用が不十分であるということで、地域資源を有効に活用していく対策が急務でございます。真ん中の写真は「地域ぐるみによる都市漁村交流の取組」とございますが、これは静岡県南伊豆町の例で、水産加工体験の様子でございます。魚を下ろしている状況がおわかりになるかと思えます。そういったことが各地で取り組まれるようになっておりますけれども、まだまだ不十分であるということでございます。

左下の表は、地場産業との連携と申しますか、活力ある漁村づくりのための事例といたしまして、定置漁業に地元の建設業者が参入している事例でございます。現地の漁協の要請に応じて建設業者が参入し、いわば共同で定置漁業を行っているという状況を示してございます。

引き続きまして、17ページでございます。漁港施設等の既存ストックの価値を高めて地域づくりを推進していく対策が急務であるということで、規制緩和とか、あるいは多様な主体による施設の管理・運営への参画と連携の積極的な推進が必要であるということでございます。

左下の写真は既存ストックの活用による展開の事例でございます。富山県黒部市の例ですが、遊休化した漁船修理場用地に水産物の直販所とレストランを設置して、その賑わっている状況を載せたものでございます。

橋本計画課長 最後に漁港漁場整備にかかる有識者委員会の御提言について御説明したいと思います。

ページを少し逆にいたしまして、21ページをごらんいただきたいと存じますが、有識者委員会は平成17年9月から平成18年3月まで全部で3回実施をしていただきました。有識者の委員は、廣吉先生を委員長といたしまして、ここに記載のような先生たちにいろいろと御議論をいただいた次第でございます。具体的な提言案を参考資料2につけさせていただいておりますが、それらを少しまとめたものを18ページからつけておりますので、それをもちまして概要を御説明させていただきたいと存じます。

18ページですが、概要の1番目は海洋資源の基礎生産力の向上でございます。我が国

周辺水域内での水産資源の生産力の向上が重要であること、2つ目に沿岸環境の生態系の保全・創造の推進が必要だということでございます。具体的な施策の方向としては、下の点線の枠になりますが、良好な海洋環境の保全・創造と生産力の高い豊かな海づくりの推進ということで、 から のような御提言をいただいております。

19ページにまいります、2番目として消費者ニーズに応え得る国際競争力のある産地づくりということで、まず消費者起点での取り組みを推進することと、非価格競争力の強化ということをおっしゃっております。また、産地における環境配慮への取り組みの推進も必要であるということございまして、施策の方向といたしましては、これらの国際競争力の強化と良質な水産物を安全に供給するための産地機能の強化を推進すべきであるということ、さまざまな施策について書かれております。

小關防災漁村課長 続きまして、20ページでございますが、3番目は「地域の特性をいかした活力ある漁村づくり」ということで、漁業地域の防災対策の強化等安全で快適な漁村の形成ということが一つでございます。また、地域が一体となった地域主体の取り組みによる個性ある地域づくりの推進ということで、地域が主体性を発揮し、一体となった取り組みが必要であるということと、多面的な機能が十分に発揮されるように漁港の利活用を図っていくことが重要であるという提言を受けております。具体的な施策の方向といたしましては、「地域の特性をいかした活力ある安全で安心な漁村づくりの推進」ということで、 から までの事項が提言されてございます。

以上でございます。

小野部会長 ありがとうございました。

意見交換

小野部会長 それでは、ただいまの説明を受けて今後の漁港漁場整備のあり方について活発に意見を交換していただきたいと思いますが、かなり広範な内容となっております、1ページの目次を見ていただきますと、まず大きな1番として「漁港・漁場・漁村の現状」ということで現状の説明がずっとありまして、締めくくりとして(3)漁港漁場整備長期計画について。これはそろそろ期限が来るわけですが、整備計画について。そして大きな2番目が「漁港漁場の整備と漁村地域の振興における今後の課題」ということで、(1)が漁港漁場の現状、(2)は漁村地域の振興における今後の課題でございます。この議論は大きな2が

中心になると思いますけれども、その2の中身は(1)が漁港漁場の整備の課題、そして(2)が漁村地域振興における課題ということで、漁港・漁場の整備と漁村の地域振興の2つに分かれています。

そして、参考として、御紹介がありましたように有識者委員会の提言がございます。これは、18ページを見ていただきますと、かなり広範な内容となっております。水産基本計画の全体を覆っているとも言えなくもないのですが、まず1は「海洋資源の基礎生産力の向上」ということで生産力の問題、そして2が消費者ニーズですね。これは、今、増井先生を小委員長とする加工流通消費小委員会でやっている問題だと思います。そして3が「地域の特性をいかした活力ある漁村づくり」ということで、これは本来的な漁村づくりの問題ですが、有識者委員会ではこういう大きく3つの点でまとめられています。

それでは、どこから意見を出していただいてもいいのですが、最初は特に限定しないで、自由に御意見を求めましょうか。

福島委員、どうぞ。

福島委員 最初の2ページから話に入りたいと思います。「水産加工業及び水産流通業の健全な発展」の中にHACCP対応の話、衛生管理の話が出ていますけれども、鳥インフルエンザとか牛の問題とか食の問題で、特にそういうものを多く食していた国、といいますと日本以外の北欧あたりになるのかもしれませんが、そういうところにも最近では日本から水産物が流通するような格好になっております。私は青森県ですけれども、特にホタテは、今、ヨーロッパ、EUに出ています。ただ、それ以外にも、前にこの会議でもお話になったかもしれませんが、中国に出ているサバなどもありまして、今後、サバが行くかどうかはわかりませんが、もし行ったらすれば、そういったものに対する衛生管理の問題はHACCPではなくてヨーロッパ独特の衛生管理の問題になるのではないかと思うんですが、その辺が不勉強ですので、教えていただきたい。これにはHACCPしかないものですから、よろしくお願いします。

竹谷漁政部長 衛生管理の手法は福島さんも御案内のようにHACCPとISOの仕組みもでございます。この基本計画は約4年前につくったわけですけれども、その時点でようやくHACCPが入り、少し浸透も始まった。特にヨーロッパに水産物を出そうという場合には、ヨーロッパ型のHACCPを求められることもあって、ここに書かれているということでもあります。

今回、基本計画を見直して、現時点において海外への輸出あるいは国内の流通でどういう水準の衛生管理・品質管理の手法を念頭に置いた施設整備をしていけばいいのかということは広く考えていかなければならないと思います。当時としてはそういうことであつたあつた

けれども、今後、そこは見直していこうということになるかと思います。

影山漁港漁場整備部長 私も細かい基準がどうなっているかということとはよくわからないのですが、ヨーロッパの港を見たときの感想から言わせていただきますと、私の見た多くのヨーロッパの漁港は、荷さばき所はクローズされているわけです。日本の市場では荷さばき所の中をトラックが自由に出入りしているという形態がほとんどですが、ヨーロッパの荷さばき所はクローズしてしまっていて、一部は中で電気自動車などを使っているところもあるみたいですが、外で使うものと中で使うものは基本的に分けている。そして、壁があって、壁の一部からベルトコンベアなどで獲ったものを運び込むような形ですし、温度管理も割と一生懸命やっているところもあります。そういうことで、日本と市場のあり方が随分違うということです。

何年か前にヨーロッパの人たちと一緒に市場の施設基準みたいなものを議論したことがあるのですが、どうも日本と議論がかみ合わなかった覚えがございます。日本はできるだけ短期間に市場に運び込んで短期間に出すということが一番の努力目標みたいな形になっていますけれども、ヨーロッパは、昔、伝染病で一時絶滅しかけたこともありますので、私の感じですが、衛生に対する感覚が非常に厳しいのではないかと。そういうことで、市場の構造そのものも違いますし、魚の取り扱い方も日本とは相当違うのではないかとこの感じを持っております。

以上です。

福島委員 今回の部長さんの話は、今つくったのではなくて、3～4年前にこういうものをつくったというふうにおっしゃったわけですね。ところが、その3～4年間のうちに、世界的に鶏とか牛の問題が出てきたわけです。何か後追いをしているような感じがしますが、それはそれとして、これから考えていただければよろしいのではないかと思います。

現在の国内の漁船漁業が水揚げする状態での流通に乗ってくる段階では、ここにあるようなHACCPの対応をしている市場はあまりないんです。全国的に見ても少ないです。そういう意味で、陸上に揚がったものをHACCP対応して消費者に安全・安心で出せる品物が、水際でそうならないとすれば、ここにも「漁業との連携の強化」とありますけれども、今後はそれを強く打ち出していかなければならないのではないかと、このように考えております。

以上です。

小野部会長 そのほかの御意見はございますか。

矢野委員、どうぞ。

矢野特別委員 私は新湊漁業協同組合をあずかっていますが、遊休施設を利用しようと思っても、縄張り意識が強く、だめですね。うちは3年前の4月1日、地域の小さい漁協を含めて4つの漁協が合併しました。今の新湊漁協、その名前は踏襲していますが、各地域に施設を持っていたんです。それを有効利用しようと思って漁業とは関係のない一般の方々が借りたいと言ってきても、市の方から県、そして水産庁の方まで話を上げると、縄張り意識が強く、「だめだ」という答えが必ず返って来んです。それでもって遊休利用という話が出ています。

たまたま資料に黒部漁協の話がありますけれども、これはオープンのときですね。これで2年ほどたちますが、後追いといいますが、実証をされましたか。これは赤字で、ヒーヒー言っていますよ。フィッシャーマンズワーフは、今、日本全国で130～140くらいあるでしょうか。10年ほど前までは50～60ほどしかなかったんですが、ここ10年ほどの間で非常に増えています。ところが、その中で本当にペイしているフィッシャーマンズワーフは、片手の指で数えるレベルではないですか。現実には、黒部漁協をずっと維持していこうとしたら、恒常的に赤字体質になってしまいますよ。

それから、ブルー・ツーリズムの話も出ましたが、実は去年、当組合は、「ウーマンズフォーラム魚」という組織の提案で、東京都内、足立区の皿沼小学校と北区の滝野川第三小学校の2カ所に魚を持ち込んで食べていただきました。皿沼小学校は9月、そして滝野川第三小学校は10月に行きました。そして、本当を言うと11月の末に来ていただく予定だったんですが、12月の頭になりまして、先方から来ていただきました。

これ自体は私たちは当然よいことだと思っています。ところが、費用的な負担がちょっと大きいんです。2つの学校に対応して、また、いらっしゃった子供さんたちに対していろいろとサービスをしようと思ったら、正直なところ、大した額ではないですが、100万円ではとまらん数字でできました。ウーマンズフォーラム魚さんの方ではその費用は水産庁からむしり取っているみたいですが、うちから持ち出す分はみんな自前でやっていたので、そこら辺を何か考えていただければ、こういうことが進んでいくのかなと思っています。

それから、先ほどのHACCP対応にしましても、日本では刺身にして食べる状態が多いので、そうなんだと思います。私は今、こういう市場の視察であっちこっち見てきていますが、ヨーロッパの方は先ほどおっしゃったようにクローズの形が多いです。温度管理もしっかりやっておられる。トラックは荷台をつけて、海上から荷台にそのまま滑り込ませるような形の施設が多いです。あれは結局、生で食べるのが少なく、熱をかけるから少々時間口スは構

わないという形ではないかと思えます。

それから、今、磯焼けが多いんですが、日本じゅう全体がそうなっています。確かに富山県内でも藻場がどんどん減少しています。ダム等で上流から流れてくる土砂をとめたためにこういう現象が起きているのではないかと私は思っているんです。同じ地点に同じような土砂・礫・砂みたいなものがたまっていて、そこがだんだん腐敗していくといいますか、新しいものが供給されないために藻場がだめになっていっているのではないかと。

それから、富山県は下水処理施設の普及率が上位3位の中に入っているわけです。富山県内を見ても、富山県内では多分7河川が一級河川になっていると思うのですが、その中でも庄川、神通川、常願寺川、黒部川、ここら辺が特に大きいのですが、この大きい河川の間で大型の下水処理施設をみんなはめてきているんです。そうすると、せいぜい二次処理までしかやっていないので、三次処理までやっていただかないと富山湾自身が30年ほど前と比べて非常に富栄養化しています。そういうことによって富栄養化していたらどうなのかと言うと、逆に藻場が増えそうな気がして、足を引っ張る要素が多いのではないかと私は思っているんですが、そこら辺はあまりわかりませんので、もしその辺の情報がありましたら教えてください。富栄養化に対しては、たまたま当組合の青年部がコンブ養殖をやっていきます。今年は非常に成りがいいみたいで、すごく増えているらしいです。

ちょっと余分なことを言いましたけれども、何しろ施設の利用に関しての形をもうちょっと垣根を取っ払い、当組合で持っている本所以外の施設あたりを自由に使えるような形にしたい。ほかの方から借りに来ているのですが、その話を上に上げると、最後は必ず却下されて帰ってくるんです。漁業以外の業種にはどうも貸せないという形なのではないかと、補助金を入れたから、その補助金が切れるまではだめだとか、そういう話が多いので。

それから、先日も言いましたが、HACCP対応の話です。今、うちの組合は、オープンで、中にトラックがどんどん出たり入ったりしています。これを何とかHACCP対応にしたいと思うのですが、補助金を返納しないとできないとか、そういう話もありそうなので、そこら辺、ちょっといい方向に検討していただければありがたいと思っています。

以上、ブルー・ツーリズムの話と施設の利用の話です。

小野部会長 遊休施設の有効利用といいますか、規制緩和にも関係しますが、それとブルー・ツーリズムですね。それから、もう一点は磯焼け、それから藻場の原因、なぜそういうことが起きているか。以上3点でしたけれども、どなたか御意見、あるいは役所側から何かありますか。

橋本計画課長 まず施設の有効利用のお話でございますが、おっしゃるとおり、漁業に使うためにという目的を持ってつくった施設でありますので、その制限がいろいろあるのはいかなるものかということもあると思います。このような御提言を受けていることもございますので、現在どのような土地に利用できるかということで、例えば今は地方公共団体及び水産業協同組合が使えるというものをさらにもう少し間口が広くなり得るかどうかとか、あるいは漁業専用の施設というのは法律である程度定められている施設の範囲内になりますけれども、さらに漁業にもう少し近い形で、補助で上物をつくっているような、もう少し広い意味のものに広げることができないかとか、いろいろ検討していきたいと思っております。港は地域の人たちの活動のためにもう少し有効に使われるようにという思いはみんな同じだと思いますので、どのようにできるかということをもう少し議論させていただきたいと思っております。

また、磯焼けに関してお答えをさせていただきたいと存じますが、富山は少し前までの調査では磯焼けのことがあまり言われないうちでございました。我々の調査では、磯焼けはまず南の黒潮の洗う流域から九州の北岸ぐらまでのエリアと、あとは北海道・東北を中心とする磯焼けが中心だと思っていたのですが、おっしゃいますように、全域ではないのですが、いろいろな地域でスポット的に磯焼けがあるところも調査している中でわかってまいりました。

大きな磯焼けについては、いろいろな要因が引き金になっていますが、最終的にはそれを食べているウニや魚の食べる量と海藻が生えようとする量とのバランスが崩れてしまってどんどん枯れてしまうというのが一番大きな原因ではないかと考えているのですが、おっしゃいますように、それまでにどうして海藻が思ったように伸びてこないかとか、そういうところにはもちろんほかの要因もいろいろ影響していることがあるのではないかと思います。あるいは地球温暖化のような大きなことも影響しているのかもしれない。この辺については現場によっていろいろと事情が違ふと思っておりますが、我々は今、基本的な考え方といいますか、どういうふうにチェックをしたらよいかとか、そのためにどういう体制を考えたらよいかということをもとめるように努力しておりますので、それをつくった上で、各現場で磯焼けの原因等を御判断いただけるようにしていきたいと思っております。

影山漁港漁場整備部長 ちょっと補足させていただきます。先ほどの遊休施設の話は、いろいろ御不満はおありでしょうが、補助金の適正化に関する法律がございまして、国が出した補助金については、税金を使っているということで目的どおりに使っていただきたい。それを転換する場合、国としてはどこの範囲まで認められるかということで関係各局といろいろ

な調整をさせていただいているところでございます。

補助金を返還していただければ基本的にその義務は発生しないわけなので何にでも使えるわけですが、補助金を受け取ったままで別のことに使うということだと、たしか今は農林水産省で行っている補助事業の対象となる施設の範囲内であれば転換は可能になっていると思いますけれども、それを一般の商業用に例えば会社に貸すとか、そういう話になってきますと、なかなか難しいのではないかと思います。

それから、ブルー・ツーリズムといいますか、都市漁村交流ですが、やはり持続的・継続的に続けていくことが非常に大事でございまして、やった人がくたびれてしまうと長続きしませんので、費用負担とか労力とか、そういうことも勘案しながら、自分たちでやれる範囲でできるだけ進めていっていただくことが重要ではないかと思っております。

国の支援策としましては、昨年度までは初めて取り組む方が取り組みやすいようにということでは何か企画をされる時に補助金ということがあったんですが、それが今年度からは税源移譲ということで全部地方公共団体の方に税源が移譲されましたので、そういうソフトの経費はなくなりました。

かわりに、都市漁村交流を進めるために必要となる体験学習のための施設といいますか、一番直接的なものでは子供の漁業体験ということで定置網の体験をさせたりする場合がありますけれども、一般の漁船にたくさんの子供を乗せることは危険だということで、子供たちに漁業体験等のサービスを提供するための漁船をつくりたいという場合は、それをつくるための費用も国から補助金が出るような形になってございまして、現在は主に施設関係について国から助成ができる形になっておりますので、そういう資金も活用していただきながら、自分たちの無理のない範囲でやっていただきたいと思います。

いろいろなところのお話を聞くと、特に高齢化しておりますので、若い子供たちが村に来るのは非常に元気が出るということで、ただ単に金勘定だけではなくて、そこに生活されている方々に元気を吹き込む意味でも非常に重要な活動ではないかと思っておりますので、めげることなく、是非とも頑張っていただきたいと思います。

小野部会長 どうぞ。

長谷川特別委員 めげることなくというお話がありましたが、それはちょっと違うのではないかと思いますので、手を挙げました。

といいますのは、藻場をつくって海藻を育成するとかいう場合、自然の循環の中でちゃんと人間が海藻を食べていくことをしないと、結局、海の中にあるだけで外に出てこないわけで

すね。そういう意味で言うと、そういう教育も必要です。

その場合に食育ということになりますけれども、食育基本法ができて確かに補助金もついていますし、いろいろな意味で進展したなというふうに私も感じておりますが、現場に本当に手が尽くされていないんです。今もハードな部分の補助はあるというふうにおっしゃいました。確かにそれも必要ですが、お年寄りを元気にするためには、それなりの手当てをしないとかなかなかうまく企画が進まないということがございます。

そういう意味で、現場で動いているNPOや漁業者の方々への手当てを何とかしないと、そう長続きするものではございません。私もNPOをやっておりますけれども、10年ぐらいは何とか自分の力で頑張れますが、それ以降続けようといひましても、そこがなかなか難しいので、その仕組みを総合的に見るような施策を展開しないと難しいのではないかというふうに考えます。

それから、ちょっと話は外れますけれども、もう一点ございます。昭和50年代初頭の水準に戻すというお話がありまして、大体イメージはできたのですけれども、一つだけ、水質というものについてどういうふうにお考えなのか。資料を読んでもわからないんです。消費者から言いますと、日本産のお魚のよさがだんだんわかってきて、食べようかなと思ったところで、ダイオキシンの話や水銀の話など、あれれというようなものが出てきてしまっていますね。私は素人なのでよくわからないのですけれども、それと水質はある程度関係があるのではないかと思います。そういう中で、これらの施策をしていけば自然循環の中で水質がよくなっていくということはわかるんですけれども、例えばダイオキシンや水銀の話というのは、またもう一つ違う手当てが必要なのかなと思ったんですが、そのあたりについてもしおわかりになる先生方がいらっしゃいましたら、教えていただければと思います。

小野部会長 今言われたのは、11ページにある「漁港漁場整備長期計画(平成14年度から平成18年度までの5カ年間)」、今は18年ですから今年度が最終年ですが、その「目指す成果」のaに関連することで、先ほど漁業生産量が37万トンに達していない、20万トンぐらいいだという説明をされたんですけれども、「沿岸域の漁場環境を回復させるとともに、漁業生産量を概ね37万トンに増産させる。また、生産流通の機能の高度化を実現する」と、こう書いていますね。今問題にされた沿岸域の漁場環境の回復という点については、どうなっているのでしょうか。

橋本計画課長 水質の話とちょっと離れてしまいましたが、沿岸域の環境の話をし少し別な角度からさせていただきますと、私どもは今、沿岸の環境を改善するために、先ほども少し

お話をさせていただきましたように、海藻が生えている場所とか砂浜が続いているところなどは中に生き物がいたりバクテリアがいたりして水質を浄化する能力があるということで、そちらをより拡充させていこうということを考えております。11ページの下の方角の中に「概ね5,000haの藻場・干潟の造成に相当する水産動植物の生育環境を新たに保全・創造する」と書いてありますように、事業としてはこれを目標に現在実施をしております、これも進む割合としては大体目標どおりに進んできています。したがって、我々はそういう場をつくって水をきれいにしていこうという方向はやっておりますので、それはある程度順調に進んでいるというふうに御理解をいただきたいと思います。

一方、食品に対するダイオキシンのお話とか、こういうものは昔に比べて不安はないのかということでございました。申しわけないのですが、そこは環境省等、食品に対してどういう影響があるかということ所掌するところとの関係もあると思いますし、今はちょっとわかりかねますので、また別なところでいろいろ聞いてみたいと思います。

小野部会長 どうぞ。

重研究指導課長 ダイオキシンとか水銀の状況につきましては、今は担当がおりませんが、私は以前に少し担当をかじっていたことがありますので、ちょっと古い話になりますが、状況だけ申し上げたいと思います。

委員がおっしゃられたように基本的な水質の問題とダイオキシンや水銀等いわゆる重金属系のもによる水質の汚染という問題も一つ重要な問題でございまして、これにつきましては、水質の中の本当の微量成分の中にダイオキシンとか水銀といったものがあって、それはそういう環境を生息域としている魚には比較的たまりやすいため、日本人は魚食が多い民族でございますので、そういう意味でも魚経由でそういう微量金属を取り込む率も非常に高い状況にあります。特に近年、環境とか食品の安全については積極的に情報開示をしていくという観点から、ダイオキシンや水銀の魚介類に含まれる量等についても公表するような動きが出てきて、そういうものを厚労省さんや環境省さんと一緒に水産庁もやっているという状況でございます。

その濃度のレベルはどうなのかと言いますと、例えばダイオキシン等につきましては、昔の高度成長時代から比べますと、その後ダイオキシンの特別措置法などもできて排出の方を規制いたしました結果、戦後の状況に比べれば排出量そのものはそれこそ何十分の一、もしかすると100分の1ぐらいの単位で下がっております。魚そのものも環境中からの摂取ですから、それが一遍に反映されるわけではなくて、じわじわという形で、例えば5年とか10年

の単位で魚の含有量もだんだん落ちてきているというふうに我々は理解しております、ダイオキシンに関して言えば、最近の魚を経由して日本人が食べている量からすると、通常の食事のパターンであれば問題ないレベルになっている。ただ、特に消費者の方を中心に、妊婦の方等については配慮すべきところもあるということで、一部の含有率の高い魚については1週間に幾つぐらいというガイドラインみたいなものまで出して周知に努めているというのが一つでございます。

水銀につきましても、基本的なところでは水質汚濁防止法のような排出関係の法律で基準を定めておりますし、魚への含有量についても調査して出しておりますので、そういうものにつきましても、魚食をしても人間に与える影響は現状レベルでは全然問題ないとされています。

一方、私どもとしては、魚食を普及する観点からも、ヘルシーで安全・安心で健康的な魚食を中心とする日本型の食生活が好ましいということで、そこら辺につきましても厚労省さんを中心に、あちらの委員会でも医学的な見地等から御審議いただいて、いろいろ広報に努めているところでございます。

最近の状況を100%ではございませんが、状況としてはそういうことであるというふうに理解しております。

小野部会長 どうぞ。

長谷川特別委員 はからずも消費者のある一点からしか情報を取らないというところがよくわかってしまったのかなというふうに思うのですけれども、確かに私が最近調べたところでもダイオキシン量は非常に下がっています。ところが、妊婦さんのお話が出ましたが、妊婦さんは食べてはいけないという報道が一遍ありますと、消費者はそのことだけを気にしてしまっ、今お話しいただいたようなすべてのことを配慮するに至らないうちに、“食べるの、やめた”になってしまうんです。

それに関して言いますと、先ほど総合的にと申しましたのは、ここに書かれるものにつきましても、読んだ情報だけで判断をしますので、なるべく広い視点で書いていただきたいと思います。一つ一つの施策に対しては、私はすごいことをやっていらっしゃるなというふうに思うのですけれども、もう少し消費者の目線に立った広い書き方が必要ではないかということと、それから一つ一つの施策と相互のトレード・オフになることがもしかするとあるのではないかというふうにも思いますので、そういった視点が必要ではないかというふうに考えました。

ありがとうございました。

小野部会長 井上委員。

井上委員 私は主として漁村地域の振興における課題に関連して御質問あるいは意見を申したいと思います。該当ページは17ページあたりが一番関係しているかと思います。

まず一つは先ほどの矢野特別委員の御発言にあったことの関連でございます。いわゆる規制緩和に対する役所側の話聞いたわけですけれども、どうもあまり前進が見られないという印象が強いわけでございます。そういう中で、前回の水産基本計画を作成して以降、政府は地域再生計画などにも取り組んできたわけで、一定地域で一定の条件を満たしたものについて規制緩和するというような措置も講じられてきたところでありますが、水産関係の施設について、そのような実績等はどうなっているのか。その辺について御説明いただきたいと思います。

それから、17ページの真ん中あたり、黒ポツの2つ目に「多様な主体による施設の管理・運営への参画と連携の積極的な推進」とあります。これからの地域社会を考えた場合、これも大変大事なことだと考えるわけです。例えば、この種の手法の一つとしてPFIなども想定されるわけですけれども、水産施設におけるPFI導入の可能性と、既に現実どこかでやっているということがあれば、その現状について、細かいことは結構ですから、大雑把にお話しいただきたいと思います。

それから、これに関連してもう一点でありますけれども、前回の水産基本計画策定後に、新しい国の制度として指定管理者制度が導入されました。これは別に水産関係の施設のみならず多様な地域の施設について導入されつつあるところではありますが、2006年、今年の9月までに、指定管理者にするのか、それとも従来の管理委託を続けるのかの判断を迫られているわけでありまして。ただ、この9月といっても、今は4月で新年度でありますから、意思決定は現段階でなされなければいけない。そういう実態もあるわけでございます。そこで伺いたいのは、水産関係施設への指定管理者制度の導入の状況です。これも詳細は結構ですけれども、大雑把にどういうことになっているのか、この辺について御説明いただきたいと思っております。

とりあえず以上です。

小野部会長 どうもありがとうございました。

これからは中心を13ページの「2. 漁港漁場整備と漁村地域の振興における今後の課題」以降に移したいと思っておりますけれども、その皮切りとして井上委員が言われたわけです。3点ございまして、規制緩和に関係することですけれども、あまり前進が見られないのではない

か。そして、水産部門における地域再生計画の実績、あるいは方向があったらということですね。もう一点は、いずれも共通項が多いのですが、水産施設におけるPFIの事例あるいは今後の方向、それから指定管理者制度の導入について水産の場合はどういう判断を下されるのか。以上3点です。

橋本計画課長 まず事例ということでPFIについて御説明しますと、例は1個しかないんですが、兵庫県でPFIを行って、港と近接するプレジャーボート等を収納するような施設と一緒にやっている例がございます。我々は、民間活力を導入すべく、そういう動きがないかということで、いろいろな現地へ行ってお話を伺いました。そういうものをやったらどうかというアイデアは各地で出ているところですけども、最後のところがなかなかうまくいっていないところが多くて、まだ広がるまでは至っていないという状況であります。

それから指定管理者制度でございますが、これにつきましても漁港の一部管理について指定管理者制度を導入し始めているところ、あるいは始めようという試みをしているところもございまして、例えば漁協などが管理者としてやるということをやっているところがございます。今は実数等の御報告ができませんけれども、こういう動きがあるということでございます。

それから、ちょっと違う話で申しわけないのですが、地域再生に類する話で現在下関でやっているものとして、特区制度を活用して、民間事業者に土地あるいは施設を長期間貸すことができるという仕組みをつくりましたので、この様子を見て、これらを一般化することをどうするかという次のステージにあるという段階になっております。

小野部会長 井上委員、どうぞ。

井上委員 ありがとうございます。

先ほど私が申し上げたようにそういう制度に関しては実績があまり多くないということですけども、指定管理者制度などは全国に非常に広がっていることでありまして、それはそれなりのメリットがあるわけです。従来とは違った発想で、それが事業主体となることによって新たな道が開ける可能性もあるわけでありまして。漁業協同組合が指定管理者というのは今までの流れとそう変わることはありませんけれども、例えば全くの民間事業者が指定管理者になるとか、そういう制度が新たにできたのにはそれなりの意義があるわけですから、水産庁としてもそういうものを積極的に導入すべく、しやすいように環境を整えていくことが必要ではないか。

それから、特区と地域再生計画とは親戚のようなものですけども、あまり詳しい説明を

されなかったということは、そういう実績があまりないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

以上であります。

小野部会長 どうぞ。

中尾特別委員 私もそのページの方から3点、実情と、それからお尋ねをしたいと思えます。

まず、15ページ、漁業集落排水事業のところですか。私は長崎県五島市ですので污水处理施設整備率ワースト3の中にありますが、合併いたしましたので、私の受け持ちの中に漁業排水事業をしたところがございます。32戸つないでいるんですが、維持管理費に毎年1000万円要ります。離島ですから全部漁業集落ですが、私はやれないと思っています。維持管理にそれだけお金が要れば、やれません。ほかの事業は何にもできない。それで、このことはあきらめております。

それから、ちょっと中心部に都市下水道事業の予算が17年度につきました。でも、私はお返しをいたしました。合併いたしましたので、財政力がありません。そのことで県・国の方に大変に怒られましたけれども、衰弱している体質のときに地元負担金は出せません。理想は理想ですけれども、やれない現実があります。離島の置かれている事情、そこを御理解いただきたいと思えます。

返しましたら、直接私には言わないのですが、県の方が「国に行って謝っておいで」、「二度とあなたのところにはつけないぞ」と。私は「やめる」とは言わなかったんです。「5～6年休ませてください。少し体力をつけます。」と、こう申し上げました。前回は言ったかもしれませんが、実は職員は給与の10%をカットして今年から動き出し、自分で健全化しようという矢先でありまして、合併してみたら本当にどこも衰弱、瀕死の重症であった自治体が多かったということがございます。

それで、ワースト3の足を引っ張っているのは五島市かなと思えました。でも、こういうふうに一覧表で載せられますと……。どういう地形であるとか、そういうこともございますので、そういう僻地・離島はどのような措置ができるかということまでどうぞつけていただきたいと思います。これは現状説明とお尋ねでございます。

次に、16ページの左側に「建設会社の定置網漁業への参入」というのがございますけれども、農業に関しては放置された農地の集約をするために建設業者の参入を進めております。漁業に関してもこういうことで政策的な支援があるのでしょうか、お尋ねをしたいんです。離

島はどちらかと言うと建設業でこれまでもってきた島でありますから、そういう機材を持った業者とか人材もネットワークのある業者とか、たくさんありますが、定置へ参入できるというのは非常に新しい発想なので、お尋ねいたします。

最後に、先ほどから話題になっております17ページの遊休施設の活用のごことであります。合併をいたしましたある町で、平成7年、水産庁の事業ということで県・国・町が一緒になってつくりまして、ちょうど10年目を迎えた施設がありますが、5年目に会検が入りまして、数値が当初の目的の1割しか達成されていないと。そのときには補助金の返還というところまで話が出たそうですが、何としても頑張りたいということで、少し数値を落として、もう一回新しい計画書をつくった。それで合併してきたわけですが、変えた新しい計画書の1割も満たないような利用状況でございます。

そして先週会計検査がございまして、私はとくとくと実態を話しました。それならば、そういう数値は無視していただきたいと。例えば、指定管理者の指導も県から受けましたが、それも最後はその数値に行ってしまうんです。何百グラムの単位で、どの業者から何枚買うかというようなところまで出せと。民間業者は、そういうことを言われたら、もう手を引いてしまいますね。民間に自由に開放するのであるならば、いっそのこと、そういう制約は一切つけない方がいいと。そうすると、では補助金を返せば自由にできるよと。最後はこの言葉でございますが、そういう状況なので、実態として返還できないんです。

どれも本当にいい計画なんです。でも、地方、特に漁業を支えているのは海の近くでございますから、離島が多いですね。そして、ここでは直売所として活用しているというお話ですが、これは島の中でも西の端の、それより先には集落がないという端っこにつくっているんです。私は「国も見たのやるかね、町だけで判断したのかね」と言うんですが、責任は全部今の自治体に参ります。こういう実態をお伝えしたいと思います。何かよい知恵がありましたら、教えてください。以上です。

小野部会長 いずれもシリアスな事例ですが……。

矢野特別委員 今のお話の定置網が可能かということについて話させてください。専門家ですから。

小野部会長 簡単をお願いします。

矢野特別委員 はっきり言いますが、無理です。

だから、ここに書いてありますが、これは多分、後の追跡調査はしていないでしょう。それではなかったら、去年か一昨年ぐらいにやったレベルでしょう。

富山県でもありました。朝日町というところがあるんですが、そこで定置網の漁場が放棄されていたので、建設業者が参入して、網をおろしました。新しいとき、資材がいいときは、何とか収支がとれていました。利益が出ている状態ではなかったんですが、それも6年で撤退しました。

そう思ってください。いい漁場、収支が合う漁場だったら、だれも放っておかないんです。合わないから放るんです。そういう話だと思ってください。ますます魚価が落ちていきますので、そういう状態です。私は専門家ですから、以上を申し上げます。

影山漁港漁場整備部長 まず15ページの表で長崎県は非常に低いということですが、私は長崎県で担当の課長をやっていましたので、そういう意味では私も責任の一端はあるのかなと思います。県の中でも、壱岐などは割と進んでいますけれども、対馬や五島はどうしても遅れている。これは事実として県によってこれだけ違いますということを御提示したものでございまして、別に長崎県を非難するわけではなくて、頑張りましょうという意味で載せているということでございます。

それから、これは漁業集落排水による普及率ということではなくて、国交省がやっている事業、環境省がやっている事業等、すべての汚水処理関係の施設整備も含めた普及率ということで出しておいて、そういう意味で水洗処理されているものが長崎県の漁村の場合には19%しかないということで、ほとんどがたれ流しといえますか、個々の浄化槽で出されているような状況にあるということでございます。

それから、2点目の建設業の参入の話は、ノウハウがなかったり漁場がなかったりしたら難しいということですが、公共事業がだんだん減っていく中で、農業については建設業の参入ということがしきりに言われております。私どもが全国的にそういう事例はないかなということで調べましたら、定置とか養殖とか、いろいろあると思いますけれども、私どもの調査にかかってきたのが三重県の事例と、もう一つ、島根県にございました。いずれも漁業協同組合から要請されたといえますか、漁協がそれまで自営でやっていたものがうまくいかなくなると、一たんやめていたものが、定置網漁業がなくなると地元の活気という面でも問題があるということで、漁協から頼まれて参入をされたということでございます。この三重県の事例については、実際の作業をされる方は、定置網漁業をやっておられた方とかそのほかのところから来られた方も含めて公募をされて、人を雇って始められたということでございます。始めたばかりですので経営的にどうなるかということとはわかりませんが、そういう状況でございます。

それから、政策的な支援があるのかとお尋ねがございました。はしりとしてそういうことをやられている業界があるということで、他産業から資本だけ参加してもらうのか、人も含めて参加してもらうのか、いろいろあると思いますが、今後の沿岸漁業等のあり方を考えたときにはそういうことも考えていく必要があるのではないかと。したがって、政策的支援があるかということについては、今現在はそういうことは全然視野に入っていないので何もありませんけれども、何かそういうことを考えるべきではないだろうかという意味での問題提起ということで出させていただいておりますので、今後そういうことをやるべきかどうかということは、むしろ審議会で皆さんに御議論いただいたらいいのではないかと思います。私どもはたまたま建設業界と密接に関係しているので出していますが、別の業界、スーパーでも構わないし何でも構わないと思うのですが、そういうことも考えていったらどうかという問題提起の意味で出させていただいております。

それから、遊休施設の問題は、例の玉之浦の加工場の話だと思います。私も存じ上げておりますが、なかなか難しい問題でございますので、個別具体的にまた相談させていただきたいと思います。

小野部会長 宮原委員、どうぞ。

宮原委員 18ページの有識者委員会の提言で、下の点線で囲んだ「施策の方向」の「漁場整備における栽培漁業や資源管理との連携の強化」と「増殖支援型漁港整備による漁場ネットワークの推進」は非常に重要だと思っております。12ページでアウトカム目標の37万トン増産に対して、このまま行けば20万トンで55%しかできないということですが、18ページに書いてあるような方向で漁場整備を進めていただければ、37万トンも可能になってくるのではないかとということで、これは大変意義深い提案ではないかと思うわけでございます。ただ、これで問題なのは、栽培漁業とか資源管理ということになりますと都道府県の関連が出てくるわけで、今も問題になっておりますが、財源移譲で地方行財政が極めて悪化している中では、これを国費ベースでやることも視野に入れて取り組んでいただきたいという要請をしたいと思います。

もう一つ、ついでに申し上げますと、14ページでございます。漁港漁場施設の耐用年数が2006年から2007年でだめだという書きぶりでございますが、これは基本施設と機能施設の2つに分かれているはずだと思いますので、耐用年数で更新をする際には、基本施設については防災というものを大きな視点に入れて取り組んでいただきたい。また、機能施設では、市場の統合とか、先ほど来の議論にありますHACCP対応とか、そういった観点を盛り込ん

で、単なる更新ではなく、グレードアップをしていくという観点で進めていただきたいというふうに提案をしたいと思います。

小野部会長 山下委員、お願いします。

山下委員 ちょっと話が戻ってしまうかもしれませんが、先ほどの建設業者が定置網に入るとか、そういう一般的な議論についての概念的な話を一つさせていただきたいと思いますし、もう一つ、補助金についても一般論をさせていただきたいと思っています。

一つ目の参入のことですが、もしかしたら建設会社の方の定置網もうまくいかないかもしれないと思うんです。それから、17ページの直販所も、やったけれども、うまくいっていないじゃないかというお話が先ほどございました。ただ、結果的にうまくいかなかったからといって、最初から「だめだ」と言うのではなくて、産業が活性化するというのは、参入できて退出ができるということなんです。参入だけで退出ができないと産業は活性化しない。だめだとなったら、すぐにやめられる。そして別の人、では自分がやってみようかなと思って、また入れる。そういうことが繰り返し行われることで産業が活性化する。何回やってもどうしてもうまくいかないとしたら、本当にその事業はだめなのだと思うんです。でも、それを1回か2回のチャンスで「だめだ」「だめだ」というふうにはあまり言わない方が……。いろいろなチャンスがあってもいいのではないかと思います。

特に漁業の場合、参入・退出といいますが人の場合もありますね。若い人が来ないからだめだとか、高齢化しているからだめだとか。しかし、実際問題としては、漁業をちょっとやってみたいという人はたくさんいるのに、参入できない体質になっているんです。後継者がいないと言って。結局、自分のお子さんに継いでもらいたいけれども、その体制になっていない。そればかりおっしゃる。そうではなくて、全然知らない人がポーンと入ってきて、2～3年やって、だめだったら、またやめていく。ここは霞が関なのでそんなことはあまりないと思うのですが、もうちょっと向こうの銀座の方まで行くとしょっちゅうそういうことが行われていて、漁業の中でもそれができていいし、それが活性化だと思います。

もう一つ、補助金についても、同じような話かもしれませんが、ここで利益が見込めると思えば、そこには補助金はつけるべきではないわけです。ではどんなところに補助金がつくかといいますと、利益は見込めないけれども、公共性あるいは公益性がある。補助金がつかなければ誰も手をつけないが、手をつけないと非常にロスが大きい。そういうところに補助金がつくわけですから、もともと補助金がついたところで、うまくやっつけられるはずがないんです。うまくやっつけられるのであれば、それこそ建設会社でもいいし、ど

こかの資本でもいいですけども、自分でやるに決まっているわけです。だから、ここで「補助金をお願いします」と言うのは……。つついお願いしたくなる気持ちはわかりますけれども、自分でやって利益が見込めるものについてはあまり補助金を当てにしていけないし、補助金がついたものについて、うまくやっていけないからといって、それがおかしいとも言えない。そんなものだと思います。

一般論みたいなことで申しわけないのですけれども、意見として申し上げました。

小野部会長 補助金の問題も一つあるのですが、漁業の参入・退出を自由にやるべきだというのは非常に重要な提案だと思います。ただ、これは現行の漁業権の問題とも関係しますし、宮原委員、御意見があるところだと思いますが。

宮原委員 山下先生がおっしゃったように、参入・退出が自由にできるように漁業も産業としてやっていくべきだとは思っております。漁業権の関係では、参入する者が地元とうまくやっていける体制を組んでいただければ、今の漁業法の中でもやっていけると思っております。これは優先順位の問題でございまして、株式会社であっても定置漁業の権利を取得することはできるわけですし、また三重県のような事例だと地元の漁協と連携するとやりやすいわけでございますので、こういう体制の中でやっていただければ、今の段階で何もトラブルというような考え方はないと思っております。

小野部会長 画期的な見解ではないかと思えます。

それでは、婁委員。

婁特別委員 今、山下先生がおっしゃられたこと、産業にとっては新規参入がなければ、あるいは参入障壁が高い産業というものはあまりうまくいかないと言うのは私も基本的に全く同感です。ただ、漁業とか農業というものは生命産業ですから、ある意味でどうしても持続性が必要です。そうすると、普通の工業製品みたいに余りに自由参入とかすると持続性が確保されにくいという部分もある。だから、世界の農林水産業で完璧に自由参入の産業はないと思います。その意味で参入は一つの前提として議論していいと思うのですけれども、もう一方に持続性という点もあるということを私は言いたいんです。

ただ、ここでは、こういう問題にも少し関連してくるのでですけども、整備目標である37万トンの生産量ということについて、質問といいますか、お話をさせていただきたいと思えます。というのは、仮に37万トンの増産を達成したときには、当然、食料自給率という点ではいいかもしれませぬけれども、これで本当にいいですかという問題があると思うんです。どういうことかと言うと、つまり、漁業者にとって、これで儲かるかいなど。所得が上がらなければ当然経

営が続かないという問題と、それから消費者にとってこの37万トンを実際に食べるのかいなという質の問題があると思うんです。要するに、豊かさを味わうとか、あるいは安全・安心とか。

だから、一つの整備政策に対して評価をするときに、数量目標という問題があると同時に、質的な部分にももう少し着目すべきではないかということです。つまり、生産者にとっては所得が一体どうなっているのか、あるいは消費者にとっての安全・安心はどうなっているのか、あるいは食に対する一種の豊かさを味わえるかどうかとか、そこら辺も非常に大事だということで、その辺についてどういう見解を持っているか、お聞きしたいんです。

というのは、生産者の所得確保という点からすると、私が調べた幾つかの事例の中でも、漁村で非常に所得がいいところがあるんです。所得が維持されている。漁業者もあまり減っていない。高齢化も全然進んでいない。場合によっては漁協職員の数が増えているようなところもあるんです。それこそ漁業生産量も右肩上がり状況という地域もある。私たちは日本の漁業・漁村はだめだという非常に暗い話ばかりするんですけども、実は非常に伸びているところもあるという事実が存在する。なぜそれができているかと言いますと、一つは所得が確保されているからだと思います。

ところが、その所得の確保の仕方は、実は漁業だけではない。それこそ整備された地域の地域資源とか、あるいは遊休施設をうまく活用して新しい一つのビジネスを展開している実態があって、そこには必ず漁協とか地域のリーダーが非常にリーダーシップを発揮している。あるいは、地域資源を使ったいろいろな産業部門間が非常にうまく連携して、利益循環といますか、地域内循環がうまくいっているなど、幾つかの条件がそろっている。その意味では、生産量という問題と同時に、地域資源を使った所得向上という部分をもう少し評価してもいいのではないかということです。

小野部会長　そろそろ終わりになって貴重な意見が出ましたが。

では、崎浦さん。

崎浦特別委員　まず、漁港の整備とか、そういう事業についてです。業界ではとっくの常識になっているのですけれども、補助金がらみで設備をすると、そうではない民間で100%つくった施設に対して3分の1とか半分しか寿命がもたない、こういうことがよく聞かれる。だから、余りに補助金漬けでやれば、さっきから出ているような問題も当然起きてくると思います。

それから、これもお願いですが、こういったところで事例を紹介しても、例えば今は黒部の

話が出ていますが、私たち民間の物差しから言えば、つくる前からこんなものはだめだと。どうしてだめなのかと言いますと、シミュレーションがないんですよ。経営していく、運営していく上でのシミュレーションが全くない。特にその中で営業が不在である。営業ということが全くないんです。しかし、実際は営業をやらなければいけない。だから、うまくいかなんです。そして、うまくいかないという情報がお上の方に上がっていかない。それは、うまくいかないと言うと補助金をもらえないからだと思います。そういうことがないようにぜひお願いしたい。

それから、補助金ではなくて貸付にすればいいのではないかと。貸付にすればコスト意識が出てきます。今の現場はコストというものがみんなネグられてしまっている。関連して言えば、稚魚を放流する事業なども同じですが、当然このコストは水揚げされた魚あるいは商品に乗かって流れていくべきものだと思います。戦後60年間、全く同じやり方をずっとやっているように私は思えるのですが、こちら辺で入れかえて、もっとソフトの部分で金を上手に使っていくような切り口をぜひお願いしたいと思います。

小野部会長 時間的にそろそろ終わるところですが、妻さんからいろいろな設備を有効に活用して水産業を全体として豊かにしているというお話がありました。漁港漁場の長期計画を見ますと、それは都市と漁村の交流という点と大いに関係してくると思います。

そこで私から最後にちょっとお尋ねしたいんです。都市と漁村の交流といいますと、広い意味で海レクの問題が出てくると思うのですが、ここで海レクの問題はどこにも出てこないと言ってしまう言い過ぎですが、守備範囲としては漁港漁場のこのところから出てくるのでしょうか。さっきの妻さんの御意見、それから崎浦さんの御意見もありましたので、あわせて簡単に答えていただければと思います。

小關防災漁村課長 参考資料としてつけました有識者会議の提言の中にも当然入っておりますし、資料では16ページあたりの地域資源という中に海レクなども含んで考えております。たまたままとめたものですから、こういう状況にならざるを得なかったということでございます。

小野部会長 それでは、ほかに。

吉岡委員、どうぞ。

吉岡特別委員 各港は、プレジャーボートの係留場所について大変困って、悩んでいるところが全国的に随分多いと思うわけですが、今現在どの程度不足しているのか。いろいろ聞く中では、係留場所のないところにつきましては、ほとんどが河川につけたり、上げたりしていて、その消息さえなかなかつかめない、そういう実態があると思うわけで

ございます。これは港湾課がすべきなのかどうか、私はよく知りませんが、海面利用まで協議するということがここに書いてあります。私は遊漁の問題は沖合沿岸課が担当するから、そこですべてが処理されているのかなと思いましたが、ここであえて出てきておりますから、そうしたプレジャーボートの問題についてどの程度把握されているのかなということをお聞きしておきたいと思うわけでございます。

橋本計画課長 プレジャーボートにつきましては、漁港周辺にいる船もあれば、国土交通省が所管している港にいるとか、あるいは今おっしゃいましたように川の中にいるとか、さまざまな場所にいるものですから、何年かに一度、一緒になって、実際にどのぐらいの船が置き去りにされているのかという調査などもしております。平成14年の調査では22.7万隻余りの船がおりまして、そのうち6割近くがきちんとした形で収納されていない放置艇という形になっておりまして、まだまだきちんとしたところに収納されていない船が多いという実態にございます。我々も、漁業に邪魔にならないようにということで、漁港の一部にうまく利用していただくように調整するとか、そのようなことでいろいろ努力をしている次第であります。

小野部会長 どうぞ。

五十嵐資源管理部長 今回の関連で一言、プレジャーボートなり遊漁の取り扱いでございますけれども、これは沿岸漁業との関係ということで、この会の仕切りで言いますと山下先生の委員会の沿岸漁業のところでは実際の調整なり、これからの共存関係をどうさせていくかということで現状の御説明と問題提起をさせていただきたいと思っておりますので、またそのときに御議論いただきたいと思いますと思っております。

小野部会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

宮澤特別委員 本日は遅れてしまいまして、申しわけありませんでした。

今、千葉の館山に住んでいるのですが、館山の定置網漁によく乗せていただきます。非常にたくさんの種の魚が入るのですが、その中でアイゴという魚がたくさん入ってきます。このアイゴという魚は大きさが40cmぐらいになります。とても大きいです。ただ、非常においしいお魚ですが、名前もあまり知られていないことと、ヒレに毒を備えていまして、体に24本の毒針といわれる猛毒を持っています。うっかりさわってしまうと手がグローブぐらいに腫れてしまいますので、危険ということもあって、漁師さんたちは、獲れると手かきで引っかけて全部捨ててしまいます。でも、実は非常においしい魚で、四国とか沖縄あたりでは非常に高級なお魚です。

今日、特別委員さんが磯焼けについて熱く語られていましたが、このアイゴという魚は実は磯焼けの原因として注目されているといいますか、この魚を減らさなければいけないと言われているらしいんです。これは僕もびっくりしたんですけれども、ちょうど去年から今年にかけて、この魚がたくさん網に入るようになりまして、やはりノリとかワカメを養殖する際に、それが小さいうちに根こそぎ食べてしまうそうなんです。ただ、この魚は歴史もすごく古いお魚で、およそ3500万年前からこの種がいると言われていいますので、今になってアイゴを磯焼けの原因にしたり撲滅しようというのはちょっとかわいそうな気がしますし、4000種の魚がいる中で、この魚だけをというのはどうしてなのかなと思っていました。

それから、「東京湾蒼い海の会」という会があるんですが、その会の皆様と一緒に東京湾にワカメを植えつける事業、ワカメの種の植えつけをしました。小学生の皆さんがロープに種糸といわれるワカメの糸を一生懸命につけられて、そのロープを羽田空港の滑走路近くに設置したのですが、残念なことにもうまく育たなかったんです。それでも子供たちは、今年は頑張るぞという感じで、非常に前向きに、目をきらきら輝かせていました。東京湾自体のワカメは今年はすごくいい成長ぶりで、すごく育っていました。そのワカメを子供たちとみんなでおいしくいただいたんですけれども、東京湾のワカメがこんなにおいしいんだというふうに子供たちはものすごく喜んでいました。

私もよく東京湾に潜らせていただくんですけれども、潜ると、ものすごく濁って、怖いぐらいに何も見えません。50cm先が見えない海底です。この汚れはおよそ7割近くが家庭から出る排水だと言われていて、70%近くが家から出る汚れなのに、それで沿岸の魚はダイオキシンの濃度が高いからあまり食べない方がいいというのは、ちょっとどうなのかなと思ってしまいます。我々の生活から出ている汚れで魚が汚されてしまうということもあるので、そういう魚を放っておいたり非難したりすることは、あまりよい例えではありませんし、表現がうまくないんですが、お家でお子さんが火遊びをしているのを見て見ぬふりをしているような感じと似かよっているような感じがしました。

それから、今日まで石垣島に行っておりました。今の季節、石垣島にはコブシメと呼ばれる1m近くになる大きなコウイカの仲間がいます。このコウイカが、今の季節、石垣島のサンゴ礁にやってきて、サンゴの枝の中に卵を産みつけるんです。これもサンゴ礁が生きていないと暮らしていけないイカで、特定の種のサンゴにしか卵を産みつけません。石垣島はサンゴ礁がすごく生きているから、長い歴史の中、この時期になるとコブシメが毎年やってくるのだなとすごく感動したんです。ところが、山を見ると、山が本当の自然の山なんです。夜行く

と、ヤエヤマボタルというホタルが山全体、森全体で光っているんです。この森は生きていたんだと、すごく感動しました。

そして、その山から川が流れて、川と海の間地点の河口ではマングローブと呼ばれる木が5種ありました。その5種のマングローブの木が、たくさんのゴカイとかカニ、小さな魚、また海鳥もやってきて、すごくよい生態系をつくっているんです。川の水を海にきれいな状態で流す役目と、それから潮が満ちてくると入ってきた海の水も干潟で浄化してくれる役目もあって、山から河口、サンゴ礁のきれいな海、これら全部がつながってこんなに豊かな自然が残っているのだなと思いました。だから、こういう全てがつながっているのだというところを子供たちや皆さんに知っていただきたいと思いました。

ありがとうございました。

小野部会長 どうもありがとうございました。

特に御意見はございますか。野村委員。

野村委員 私に言わせれば、今、消費者にとっての魚に関する情報が偏っております。それで私は前から情報発信機能の強化ということを申し上げているんです。それが付加価値だろうと思います。たんぱく質の塊や脂肪の塊やでんぷんの塊を売るということだけでは日本の農林水産業は成り立たないと私は考えているのですけれども、そこから脱却していくには、発想を転換して付加価値をつけていく。付加価値をつけていくためには情報発信能力が非常に重要だということです。

ただ、この情報発信というのは非常に難しく、必要のないところに必要のない情報を幾ら発信しても意味がない。情報に対するニーズもきちんと把握しなければいけないということで、これからの政策の中には情報のヘッドクォーターと言ったらいいのでしょうか、どういうところに、どういう情報を、どこが、どう発信していくか、こういったことをきっちり組み込んでいただけたらと思います。

小野部会長 原田委員、短くお願いします。

原田委員 11ページに藻場とか干潟の造成に5年をかけて5000ha広げていきたいというふうにあるのですが、6ページの説明では平成1年から16年にかけて140km²造成されたと。これはヘクタールにすると1万4000haですね。既にそういうことを実績でやられているのですが、1000ha造成するのに大体どのくらいのお金がかかるのか。この予算は水産基盤整備事業の1599億の中から出ていくのだろうと思うのですが、一体どのくらいかかるものなのか。

私が心配するのは、こういうものは、つくったけれども、すぐに消えてしまうとか、なかなか

評価が難しい。それから、藻場や干潟が消えていくことの理由が明確ではなくて、いろいろな理由があったり、すごく長いタームの気候変動等で日本全体の水温が上がっていたりすると、実は投入したお金がむだであったりすることもありますので、その辺は非常に慎重に考えながら、有効に予算を使っていただきたいと思います。

小野部会長 何かレスポンスされますか。

では、今の問題、それからまた、つくった後、消えていくといいますか、ストックの問題、その問題は改めてまたということで、よろしく願いいたします。

ほかに特になければ。短くお願いします。

宮澤特別委員 手短かに言わせていただきます。

東京湾の非常にすばらしいところ、伝統的な「すだて漁」という漁法をテレビで紹介させていただきます。東京湾が活着しているところを紹介させていただきます。5月に放送されます。ぜひごらんになってください。その次の週に、石垣島の豊かな自然、海と山と川がつながっているということも放送されますので、ぜひごらんになっていただきたいと思います。

小野部会長 それでは、予定の時間を過ぎましたので、これで終わりたいと思いますが、特に何もございませんか。

それでは、今後のスケジュールについて簡単に申し上げます。次回の企画部会は、5月18日、漁業保険制度をテーマにします。後日、文書にて御案内申し上げます。それから、漁業経営資源管理小委員会が5月25日、沿岸漁業がテーマです。加工流通消費小委員会は、5月26日、産地の販売力強化への取り組みと平成17年度水産白書がテーマです。あわせて御報告いたします。また、今後の企画部会の具体的な日程につきましては、委員の方々の御都合を伺った上で、後日、文書にて御案内申し上げます。

今日はこれで閉会といたします。活発な議論、どうもありがとうございました。

閉 会